

洲監第17号の2
令和8年9月14日

請求人 (省略) 様

洲本市監査委員 福本 巧

住民監査請求について（通知）

請求人が令和8年8月25日付けで提起した住民監査請求について、別紙のとおり決定したので通知します。

決定書

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

2 請求年月日

令和8年8月25日（令和8年8月24日付けで郵送された請求書を同日收受）

3 請求の趣旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

請求人は、洲本市が、現職の監査委員に対し、ふるさと納税の返礼品の名目で洲本ゴルフ倶楽部スペシャルクーポン券を贈答するため、令和元年12月4日から令和3年12月24日までの5回・合計95,000円相当の公金を支出したと主張し、この公金支出について、その法的根拠、必要性、相当性及び適法性を監査するよう求めるとともに、当該支出が違法又は不当であると認められる場合には、洲本市が被った損害を回復するため、地方自治法第242条第5項に基づき、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めている。

なお、本件各贈答は令和3年12月24日までに行われ、財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過しているが、請求人は、令和8年5月29日のSNS投稿及び同年6月5日の個人情報漏洩事案の公表により本件に係る事実を初めて知り得たものであり、1年を経過して請求したことには正当な理由があると主張する。

4 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求を却下する。

(2) 請求期間の徒過及び正当な理由の不存在について

地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

本件請求についてみると、請求人が監査請求の対象として求めている5回の財務会計行為（以下「本件行為」という。）は、令和元年12月4日から令和3年12月24日までの間における公金支出行為であり、既に1年以上が経過していることは明らかである。

次に、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、「住民が相当な注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求

したかどうかによって判断すべきである。」とされている（最高裁判所第一小法廷平成14年9月12日判決参照）。

請求人が「正当な理由」があるとする理由は、「令和8年5月29日にSNSへの投稿が確認され、同年6月5日に洲本市が個人情報漏洩事案として公表したことにより、従来公表されていなかった個別贈答事実が明らかになった」としている。しかし、当該SNS投稿は、洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会（以下「第三者委員会」という。）が調査した市保有情報（令和元年度から令和3年度までに洲本市にふるさと納税を行った洲本市民の住所、氏名、寄附額、入金日、返礼品の品目）の一部が漏洩したものである。

本件を含む一連のふるさと納税に係る不適正な財務会計行為については、第三者委員会の最終報告書が令和5年9月7日に答申として市に提出され、同日、洲本市ホームページにおいて公表されているが、同報告書には、洲本市民に対する返礼品の提供について、第三者委員会が調査を行ったこと、調査によって判明した令和元年度から令和3年度における寄附件数、寄附者数、寄附額、調査結果を踏まえた提言などが詳細に記載されている。本件行為も、上記報告書が対象とした令和元年度から令和3年度までの返礼品提供行為に含まれるものであり、住民において同公表資料を確認するなどして相当の注意力をもって調査すれば、本件行為を含む洲本市民に対する返礼品提供行為について、監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができる状態となっていたと認められる。

そうすると、請求人が本件行為を知ることができたと解される時は、遅くとも上記報告書が公表された令和5年9月7日であり、本件請求は、これから約2年11か月を経過した後にはされたものである。この期間は、当該行為を知ることができたと解される時から監査請求をするについて社会通念上相当と認められる期間を大きく超えており、相当な期間内にされたものとはいえない。

したがって、当該SNS投稿及び本市の公表があったからといって、本件請求に正当な理由があると認めることはできない。

- (3) 以上から、本件請求は法第242条第2項に規定する要件を満たさず、不適法であると判断する。

よって、主文のとおり決定する。

5 監査委員の除斥

真野陽一監査委員は、法第199条の2の規定により除斥した。

令和8年9月11日

洲本市監査委員 福本 巧